

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図

① 軽度者（要支援 1・2 又は要介護 1）である。

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く）については、要介護 2・3 を含む。

はい

② 「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。※別表参照

はい

市への届出不要。（給付可）

サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、貸与の必要性を判断されたい。

いいえ

③ I 貸与種目が「車いす及び車いす付属品」であり、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者である。
II 貸与種目が「移動用リフト」であり、生活環境において段差の解消が必要と認められる者である。

はい

市への届出不要。（給付可）

医師より診療情報提供を受け、サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、貸与の必要性を判断されたい。

いいえ

④ 医師より診療情報提供を受け、次の I～Ⅲのいずれかに該当することが判断され、サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、貸与の必要性があると判断される。

I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者

II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者

III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

はい

市への届出必要。（給付可）

【届出書類】

I 軽度者の福祉用具貸与例外給付届出書

II 診療情報提供書

III サービス担当者会議の記録の写し

IV 居宅（介護予防）サービス計画書の写し

いいえ

福祉用具貸与費の給付不可。

